第２号様式（第５条）

**「脱炭素取組宣言」に関する申出書**

　　　　　年　　月　　日

（届出先）

　横浜市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　〒

本社所在地：

法人名又は屋号：

代表者役職名：

代表者氏名：

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金の申請にあたり、「脱炭素取組宣言」に対する考え方について、次のとおり申し出ます。

※次のいずれかに☑を記入し、必要事項を記入してください。

※原則、ウェブサイト上での宣言をお願いします。宣言された方は、本様式の提出は不要です。

宣言後に自動送信されたメールから、宣言書又は確認書をダウンロードし、交付申請書兼実績報告書に添付してください。

１　□ウェブサイト上での宣言が困難なため、本申出書により「脱炭素取組宣言」を行います。

　　　⇒　裏面の様式に記入をお願いいたします。

申出書の受理後、横浜市経済局で代行入力した日が「宣言日」となります。

記載いただいた内容について別途お問い合わせする場合がありますがご了承ください。

２　□自社の考え方は次のとおりです。

　　（脱炭素取組宣言の実施に時間がかかるため、支援金申請後に宣言する場合 ほか）

　　　⇒下欄にご記載ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

担当者役職名：

担当者氏名：

電話番号：

【裏面あり】

|  |
| --- |
| **脱炭素取組宣言　宣言フォーム** |
| **脱炭素取組宣言****2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素化に取り組むことを宣言します。** |
| 脱炭素化に向けた取組について（複数選択可）【必須】　　※「すでに実施」と「今後実施予定」それぞれ該当するものに☑ |
|  | すでに実施 | 今後実施予定 |
| ①こまめな消灯、使っていない電気製品のコンセントを抜くなど、身近な省エネ行動 | □ | □ |
| ②エアコンの適切な温度設定、空調機器のフィルター掃除 | □ | □ |
| ③公共交通機関の積極的な利用、ふんわりアクセルなどエコドライブの実践 | □ | □ |
| ④LEDなど高効率照明への切替え | □ | □ |
| ⑤環境負荷の少ない資材の優先購入や使用 | □ | □ |
| ⑥専門家による省エネ診断の受診 | □ | □ |
| ⑦生産設備の稼働時間や運用方法の改善 | □ | □ |
| ⑧CO2排出量の把握・管理サービスの利用 | □ | □ |
| ⑨再生可能エネルギーを電源とした電力プランの契約 | □ | □ |
| ⑩省エネ設備・高効率機器への切替え・導入 | □ | □ |
| ⑪電気自動車・ハイブリット車などの導入 | □ | □ |
| ⑫太陽光発電設備の導入、蓄電池の設置 | □ | □ |
| ⑬自社所有の建物の省エネ改修 | □ | □ |
| ⑭省エネ性能の高い建物への建替え・新設 | □ | □ |
| ⑮その他の取組（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ |
| 脱炭素取組宣言の代行入力にあたっての確認事項（確認のうえ☑してください）【必須】・本申出書の「申請者」としての宣言とします。市外に本社を有する事業者については、「交付申請書兼実績報告書」記載の「市内営業所所在地」を住所として入力します。・法人番号及び企業規模（※）は「交付申請書兼実績報告書」の内容に基づき入力します。　※従業員数５名以下は「小規模企業者」、６名以上は「中小企業者」とします。・業種は「運輸業」として入力します。 | □ |
| 担当者メールアドレス【必須】 | （　　　　　　　　　　　　　　＠　　　　　　　　　　　　　）※宣言完了後に確認メールが送付されます。宣言書やロゴマークのダウンロードや、宣言内容の修正の際に必要ですので、削除せずに保存してください。 |
| 協力団体への加入有無【任意】 | □①　横浜商工会議所　　　　　　　　□②　横浜市商店街総連合会□③　横浜市工業会連合会　　　　　　□④　その他（　　　　　　　　　　） |

なお、脱炭素取組宣言において入力いただいた情報の取扱いは次のとおりです。

・法人の場合は企業名、事業所名及び業種、個人事業主の場合は氏名、屋号及び業種について、本市のＷＥＢサイトやGREEN×EXPO 2027並びにその関連イベント・WEBサイトにおいて、公表いたします。

・入力いただいた住所、メールアドレスに対し、以下の案内等を送付する場合があります。

　①脱炭素化に関する補助金やイベントの情報　　　②本市が実施する脱炭素化に関する調査、横浜市景況・経営動向調査

　③脱炭素化の取組に関する取材等への協力依頼

・宣言事業者の脱炭素化の取組をご支援するため、入力いただいた情報を本市外郭団体、連携協定締結企業等へ提供する場合があります。

・脱炭素取組宣⾔にあたり、虚偽記載などの不正や、暴力団関係者への該当、公序良俗に反する事業を営んでいることが判明したときは、宣言事業者の許可なく、本市が宣言の取消を行う場合があります。